

令和4年度 岡山県立岡山瀬戸高等支援学校 運動部活動に関わる活動方針

1 本校の運動部活動（6部）

ソフトボール部 陸上部 バドミントン部 卓球部 サッカー部 ダンス部

2 目標

- ・放課後の時間を利用して生徒が体育的活動を自主的に実施する中で、自己実現の力や課題克服の能力などを身に付け、将来の社会生活への参加や自立に必要な能力を育成する場とする。

3 部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

(1) 対象

- ・運動部活動に参加の希望がある生徒

(2) 活動日及び活動時間

- ・学校行事の無い、毎週火曜日、木曜日の16時から16時45分とする。
- ・原則として、現場実習1週間前、学校休業日、会議日には実施しない。
- ・下校準備を済ませ、17時までに正門通過ができるようにする。（時間厳守）
- ・行事（学習成果発表会）等のため行うこともできる。

(3) 指導体制

- ・全職員で指導することを原則とする。但し、校長、教頭、主幹教諭、養護教諭を除く。指導教諭、教務主任、学年主任、養護教諭、生徒指導主事、進路指導主事については可能な範囲で参加する。
- ・必ず顧問の指導のもと実施し、各部活動担当で指導体制を考える。

(4) 入退部について

- ・入部希望生徒は、希望する運動部に入部届を提出すること。事情により退部する場合は、顧問及び担任に申し出、退部の届けを行う。また、年度の途中で他部への変更は受け付けない。

(5) 予算

- ・備品については原則として学校のものを共有する。また、破損・紛失した場合は速やかに事務室や教科主任等に報告し対応を検討すること。
- ・消耗品については、生徒会費で補えるものについては補う。

4 その他

(1) 対外行事への参加

- ・障害者スポーツ大会およびその他の行事への参加はその都度検討する。
- ・学校代表・県代表等の場合は、主催団体の要請を検討の上別途定める。

(2) 部活動によるけがの対応について

- ・部活動によるけがについては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの対象となり、医療費の給付がある。

(3) 服装

- ・原則体操服で行う。部活動のために購入した個人の物は就学奨励費の対象とならない。

(4) 体罰・ハラスメント等の根絶を図るための取組

- ・顧問は、生徒が安心安全に活動に取り組めるように努めるとともに、いかなる理由があっても、体罰・ハラスメント等は決して許されないものであるとの認識を持ち、学校全体で体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。
- ・部活動にかかる体罰・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を6月に行う。

令和４年度 岡山県立岡山瀬戸高等支援学校 文化部活動に関わる活動方針

1 本校の文化部活動（４部）

パソコン部 音楽部 美術部 囲碁将棋部

2 目標

- ・放課後の時間を利用して生徒が文化的活動を自主的に実施する中で、自己実現の力や課題克服の能力などを身に付け、将来の社会生活への参加や自立に必要な能力を育成する場とする。

3 部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

(1) 対象

- ・文化部活動に参加の希望がある生徒

(2) 活動日及び活動時間

- ・学校行事の無い、毎週火曜日、木曜日の１６時から１６時４５分とする。
- ・原則として、現場実習１週間前、学校休業日、会議日には実施しない。
- ・下校準備を済ませ、１７時までに正門通過ができるようにする。（時間厳守）
- ・行事（学習成果発表会）等のため行うこともできる。

(3) 指導体制

- ・全職員で指導することを原則とする。但し、校長、教頭、主幹教諭、養護教諭を除く。指導教諭、教務主任、学年主任、養護教諭、生徒指導主事、進路指導主事については可能な範囲で参加する。
- ・必ず顧問の指導のもと実施し、各部活動担当で指導体制を考える。

(4) 入退部について

- ・入部希望生徒は、希望する運動部に入部届を提出すること。事情により退部する場合は、顧問及び担任に申し出、退部の届けを行う。また、年度の途中で他部への変更は受け付けない。

(5) 予算

- ・備品については原則として学校のものを共有する。また、破損・紛失した場合は速やかに事務室や教科主任等に報告し対応を検討すること。
- ・消耗品については、生徒会費で補えるものについては補う。

4 その他

(1) 対外行事への参加

- ・大会およびその他の行事への参加はその都度検討する。
- ・学校代表・県代表等の場合は、主催団体の要請を検討の上別途定める。

(2) 部活動によるけがの対応について

- ・部活動によるけがについては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの対象となり、医療費の給付がある。

(3) 体罰・ハラスメント等の根絶を図るための取組

- ・顧問は、生徒が安心安全に活動に取り組めるように努めるとともに、いかなる理由があっても、体罰・ハラスメント等は決して許されないものであるとの認識を持ち、学校全体で体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。
- ・部活動にかかる体罰・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を６月に行う。